

地域防災計画(原子力防災対策関係)作成マニュアルの改訂

特殊災害室

1 改訂の主旨

平成11年9月30日に発生した東海村ウラン加工施設における臨界事故等の教訓を踏まえ、「原子力災害対策特別措置法」が同年12月17日に制定され、本年5月には国の防災基本計画の修正が行われました。

この特別措置法及び防災基本計画を踏まえ、科学技術庁、資源エネルギー庁及び消防庁の3庁で地域防災計画(原子力防災対策関係)作成マニュアルの改訂作業を行い、本年6月に地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアルとして関係都道府県に通知しました。

今後は、地方公共団体において、本マニュアルを参考に地域の实情に応じ地域防災計画(原子力災害対策編)の作成又は見直しを速やかに実施し、本計画に基づき原子力災害発生時に適切に対処するための体制を整えることとなります。

2 改訂のポイント

(1) 地域防災計画の作成対象施設

地域防災計画の作成対象施設として、原子力発電所及び再処理施設に加え、加工施設、貯蔵施設及び廃棄施設等を対象施設としました。

(2) 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域

原子力防災対策を重点的に実施すべき地域を原子力安全委員会の「原子力施設等の

防災対策について」(平成12年5月29日改訂、以下「防災指針」という。)に定める「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲のめやす」を基準とし、各原子力施設ごとに行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して具体的に定めることとしました。

(3) 地域防災計画の基礎とする災害想定

地域防災計画の基礎とする災害想定については、「防災指針」を参考に原子力施設の特性を踏まえ、事故時に放出される放射性物質及び放射線の放出形態を考慮した想定を行い、この想定をもとに防災資機材、避難計画等の防災対策の充実を図ることとしました。

(4) 原子力防災専門官との連携

原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設の活用、住民等に対する情報伝達、防護対策等に関して、平常時から原子力防災専門官と緊密に連携を図ることとしました。

(5) 情報収集体制の強化

機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプター等の活用を図るほか、情報のデータベース化、ネットワーク化など情報収集

体制を整備することとしました。

国とともに、緊急事態応急対策拠点施設に原子力災害合同対策協議会を組織し、情報の共有化、緊急事態応急対策の連携強化を図ることとしました。

(6) 災害弱者への配慮

災害発生時、避難等が困難な高齢者、障害者、外国人などの災害弱者に対し、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら情報伝達、避難誘導、移送体制の整備を図るとともに、避難状況の確認の実施、避難所の整備充実を図るなど、きめ細かな対応をとることとしました。

(7) 広域応援の迅速な実施

災害対応のため、事前に応援要請が円滑に行われるよう隣接地方公共団体等と応援協定を結んでおくとともに、災害時には迅速に緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助及び自衛隊等の応援を求めることとしました。

(8) 緊急時医療体制の充実

緊急時の医療活動を円滑に実施するため、緊急時医療本部を設置し、国立及び県立病院をはじめとする基幹医療機関から医師、

看護婦等の人員の派遣や医療機器等の提供を受けるとともに、放射線医学総合研究所等の医療関係者からなる緊急被ばく医療チームの協力を得て、住民等の汚染検査、除染等の措置を実施するとともに、避難所等における住民等の健康管理を行うなどの医療体制を整備することとしました。

(9) 住民の相談窓口等の設置

原子力災害は五感で把握しにくいという特殊性を考慮し、住民からの問い合わせに対し速やかに対応するための専用電話及び窓口の設置を行うとともに、住民の心身の健康に関する体制を整備するなど、災害の発生時から住民ケアに対する体制の整備を図ることとしました。

(10) 実践的な防災訓練の実施

国及び原子力事業者等と共同して行う総合的な防災訓練を実施するとともに、各要素ごとに訓練を行う場合においては、現場における判断力の向上、迅速・的確な活動に資する実践的なものとし、訓練後は評価を実施することとしました。また、周辺住民の避難訓練への参加も取り入れることとしました。

緊急消防援助隊に対する緊急支援情報システムの構築

防災情報室

1 緊急支援情報システムの概要

(1) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害が発生した場合に、人命救助活動等をより効果的に行うために、全国の消防機関相互の援助体制として、平成7年6月に発足した制度です。

これまでに、本年3月の有珠山噴火災害の他、平成10年9月の岩手県内陸北部地震（情報収集活動）、平成8年12月の新潟・長野県境蒲原沢土石流災害において活動が行われています。

(2) 緊急支援情報システム

緊急消防援助隊が活動する場合の情報連絡は、電話、ファクシミリにより行われていますが、広域応援に出動した緊急消防援助隊が必要とする災害情報の収集・管理・提供をより迅速、的確に行うための緊急支援情報システムを、消防庁に構築することとしています。

本システムは、次の4つのサブシステムにより構成されます。

① 広域応援支援システム

緊急消防援助隊の編成、出動等を支援するため、消防広域応援時に必要な被災状況、被災地域の水利等の情報を電子地

図上に表示し、関係する消防本部等に情報提供するシステムです。

② 緊急消防援助隊動態情報システム

緊急消防援助隊の派遣車両の位置をGPSにより特定し、車両の位置情報を派遣車両が把握するとともに、この情報を、消防庁、関係消防本部等で共有するシステムであり、当面、8消防本部で試験運用する予定です。

③ ヘリ映像等による被災状況把握システム

消防防災ヘリコプター等で撮影した被災地映像を解析し、被災範囲等を迅速に把握するシステムです。

④ 衛星データ通信・データ放送

①～③のシステムをバックアップして、地図を用いた大量のデータを、衛星通信回線により送るシステムです。

2 緊急支援情報システム検討委員会の設置

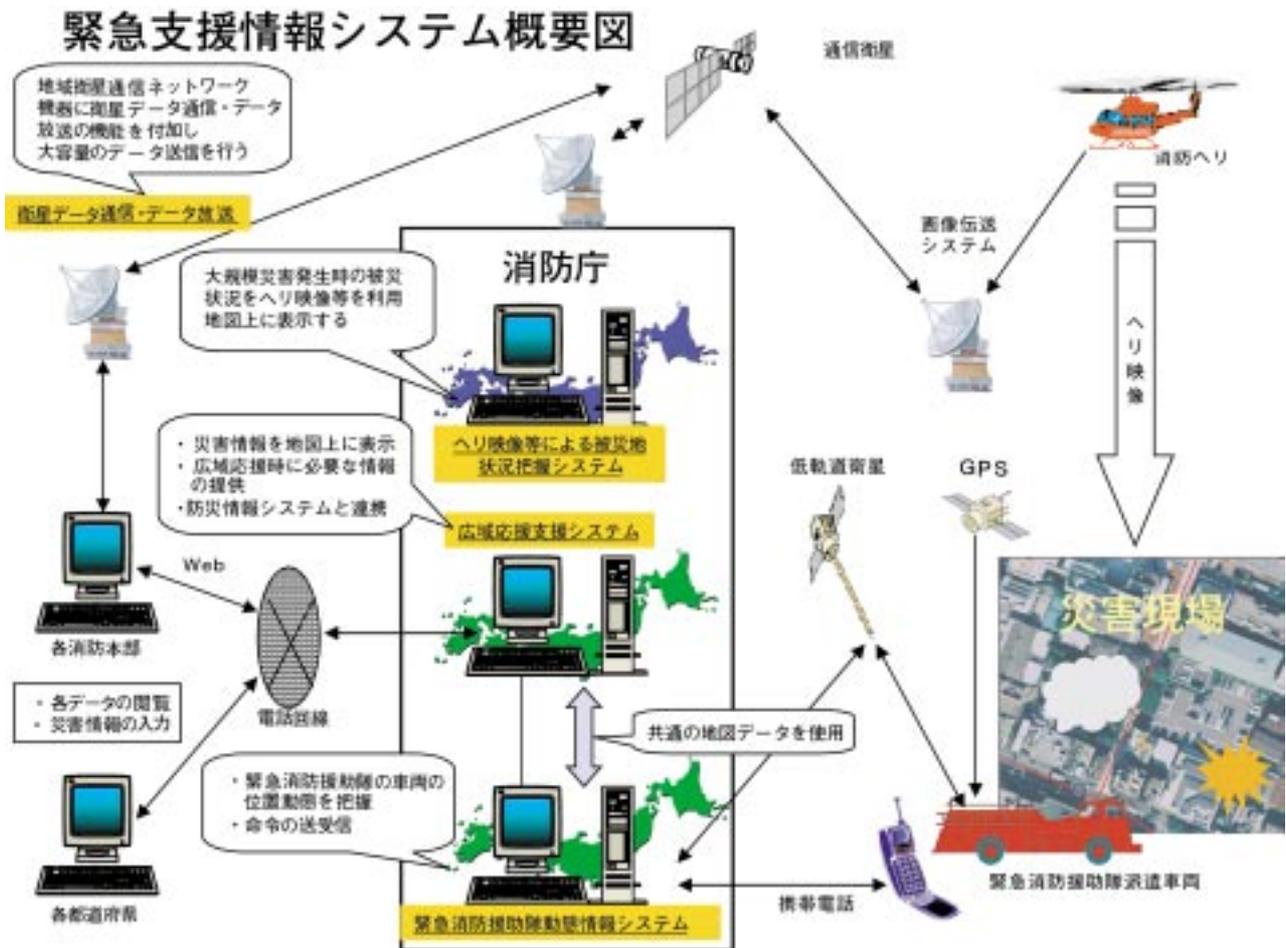
本システムを、各サブシステム間の整合が図られたものとし、消防機関にとってより有効で使いやすいものとするため、学識経験者及び消防関係職員で構成される「緊急支援情報システム検討委員会（委員長：柴崎亮介 東京大学空間情報科学研究センター教授）」を設置して検討を重ね、システム構築を進めていくこととしております。

3 今後の予定

緊急支援情報システムは、GIS 技術等を活用することにより、消防広域応援に関わる情報を関係者に迅速に提供し、的確な応援活動が行えるよう、「情報通信・科学技術・環境等経済新生特別枠」により予算化されたものであり（予算総額1,865百万円）、本年度、消防庁にシステムの構築を行うこととしています。

なお、衛星データ通信・衛星データ放送に関しては、平成14年度以降関係消防本部等において、現有の衛星通信システムが改修され次第、順次供用されることとなります。

本年度末までには、緊急支援情報システムの運用についても検討を重ね、緊急支援情報システム検討委員会の最終報告とする予定です。



「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

救急救助課

1 はじめに

「救急の日」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的とし「救急医療週間」とともに昭和57年に定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」としています。

今年は9月3日(日)から9月9日(土)まで、全国各地において消防庁、厚生省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の緊密な協力により、その趣旨にふさわしい内容の行事が実施されます。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な実施事項については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めるものとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点を置くものとしています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、応急手当講習会や研修会等を通じ、緊急時における心肺蘇生等応急手当の実技指導、救急事故の未然防止、その他救急業務に関する知識の普及を図ること。

(2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発

初期、第二次及び第三次救急医療体制、救急医療情報システム並びに救急搬送システムの実情を新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等の各種広報媒体を通じて広く紹介するとともに、救急医療施設、救急医療情報システム及び救急車の適正な利用方法の普及を図ること。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療もしくは救急業務に功績のあつ

た救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市長村長等の表彰を行うものとするほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上や意識の高揚を図るための研修会又は講習会を開催すること。

3 「救急の日」及び「救急医療週間」中における諸行事の実施内容

各都道府県、市町村及び消防本部等が地域の実情に応じて次の事項を実施するものとしています。

(1) 研修会

消防職員及び医療関係者を対象として実施した応急処置、その他救急業務に関する知識の向上を図るための研修会

(2) 講習会

一般住民、公衆の出入りする場所、事業所等を対象とした応急手当の普及啓発及び救急自動車の適正利用、その他救急業務に関する知識の向上等を図る講習会

(3) 総合訓練

集団事故等を想定した救急訓練及び演習等

(4) 救急会議

医療機関と消防機関との意見交換及び連絡会

(5) 一日救急隊員等

一般住民等を一日救急隊長、救急隊員、消防長、消防署長及び病院長等に任命

(6) 表彰

救急業務や救急医療に関する功労者に対する都道府県知事、市長村長、消防長及び消防署長等の表彰

(7) 広報活動

テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミを活用すると同時に、ポスター、チラシ、広報誌の配布、広報車や有線放送による広報

4 救急功労者表彰

今年度から救急業務の推進に貢献のあつた

個人又は団体に対して、次の基準により消防庁長官の表彰を行うこととしました。

- (1) 卓越した医学的知見により15年以上に亘り救急業務の推進に多大な貢献をした者。
- (2) 救急業務に対する深い理解から、15年以上に亘り救急資機材等の支援により、救急業務の推進に貢献した個人又は団体。
- (3) 消防機関と救急医療機関との連絡協議会の役員として、15年以上に亘り救急業務の推進に尽力した者。
- (4) 応急手当普及員として、15年以上に亘り応急手当の普及に精励した者。
- (5) 救急救命士として、15年以上に亘り救急業務に精励し、その成績が特に優秀で、他の模範になると認められる者。
- (6) 救急業務の推進に関して、他に顕著な功績があった者。

5 「救急の日2000」救急フェアの開催について

今年も消防庁と厚生省との共催により9月7日(木)から9日(土)までの3日間、JR東京駅において「救急の日2000」救急フェアを開催します。

これは救急現場で活躍している医療関係者、救急救命士等の救急隊員の活動を広く国民に広報し、救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めることを目的としており、具体的には心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システム及び救急搬送システムの紹介等を行います。

6 ポスター

今年度のポスターは、突然の事故や病気に見舞われた時、その場に居合せた人の通報と応急手当、そして、救急隊員の応急処置へと連続することが重要であることをイラストで分かりやすく、親しみやすく表現しています。

また、このポスターは、毎年財団法人日本宝くじ協会の協力により財団法人救急振興財団で製作し、各都道府県、市町村、消防機関等に配布、掲示しています。

7 おわりに

救急出場件数は、救急業務を開始して以来、年々増加の一途を辿っており、今後もますます救急業務に対する国民のニーズは高まっていくものと考えられます。

消防庁としましては、救急救命士の養成をはじめとする救急隊員の教育訓練の推進、消防機関と医療機関の連携体制の充実強化、高規格救急自動車等の資機材整備の促進など、救急業務の高度化に向けた施策を推進しておりますが、国民自らが「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて救急医療や救急業務、応急手当について正しい理解と認識を深めることが重要です。

応急手当の重要性は、救急事故発生時などその場に居合せた人が、適切な応急手当を速やかに行い、傷病者の救命効果が一層向上することにあります。

傷病者の救命のためには、迅速な通報、その場に居合せた人による応急手当、救急隊員の応急処置と搬送、そして、医療機関での処置がスムーズに連携して行われることが不可欠です。

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会に応急手当の重要性を再認識し、救急業務に対する国民の理解が深められますよう、各自治体等において積極的な普及啓発活動を展開されることを期待します。



「となみ野に吹く十色の風」

富山県砺波広域圏消防本部 消防長 金子 修

当広域圏は、富山県の西部に位置し、東は富山地区広域市町村圏に、北は高岡地区及び射水地区市町村圏に接し、西及び南側は石川・岐阜両県との県境となっております。

面積は795.82km²で、富山県の18.7%に当る広さを有する。

今日の消防を取り巻く環境は、社会的な変化や技術革新の進展などに伴い、大きく変化し、阪神大震災の経験から大規模災害に対する的確・迅速な対応が求められているなど消防需要はますます高度化・多様化してきております。

このような消防需要に対応するためには、消防力の強化を図っていくことが重要な課題であり、小さな消防組織がそれぞれ独自に全ての課題に対処していくには、組織基盤の脆弱性とともにも財政上の負担が大きな問題となっております。

こうした状況の中で、既存の3本部（砺波市、南砺組合、福光町）を1本部に広域再編するとともに、各市町村に設置する5消防署1分遣所を組合の傘下におさめ圏内の消防防災体制の一層の強化を図ることを目的とし、平成10年4月に1本部5署1出張所2分遣所体制、職員148名で発足いたしました。

装備面では、現在整備中の一万ℓの小型ポンプ積載タンク車をはじめとし、はしご車2、タンク車4、化学車2、救急車9（内、高規格車5）指令車等に車両動態表示システム（AVM）を装備しており人口規模からすると県内外を問わず充実しているものと思っております。

当組合の特色は、地勢をみると南部は岐阜県境に接して1,500m級の山塊を配し、庄川、小矢部川の源となっており、北部は丘陵地、大地、平地に大別される。山間部は国立公園等に指定

された優れた自然環境を残しており、庄川、小矢部川に沿った平野部は整然とした水田地帯で、全国的にも有名な散居村であります。

広域圏内には砺波市のチューリップフェアや福野町の夜高行灯、福光町のねつおくり七夕祭り、城端町のむぎや祭り、井波町の国際木彫刻キャンプなど多くのイベントが開催されるとともに、五箇山村のスキー場や世界遺産の合掌造りに、年間多くの観光客が訪れます。

交通面は、JR城端線29.9kmが高岡市と城端町を結び、道路は高岡市を起点として岐阜市に通じる国道156号、金沢市を起点として福光町、城端町を経由して平村まで国道156号に結ぶ304号、金沢市、砺波市、富山市を結ぶ国道359号、そして羽咋市（石川県）を起点として福野町、井波町、庄川町、利賀村を経由して上宝村（岐阜県）に通じる国道471号の4本のルートを骨格として、圏内外を結ぶ県市町村道が有機的に配置されております。

また、広域交通体制については、北陸自動車道砺波ICと、東海北陸の福光ICのほか本年9月末には五箇山ICが供用開始される予定であり、圏内には3つのインターチェンジを有することになるとともに平成16年度には名神高速道一宮JTCまでの東海・北陸自動車道が全線開通となる予定です。

消防団については、これまで以上に連携を図るために、本部各署、10市町村の消防団、圏域内の3警察署をメンバーに広域圏消防団連絡協議会を設立し関係機関との連携を強化するため話し合う場を作り「地域住民が安全で安心して暮せる街づくり」に取り組んでいきたいと思っております。

地震発生時の出火防止

(震災対策指導室)

～地震発生と二次災害～

地震災害では、地盤の震動、隆起、沈降、地割れ等地盤の変位、地盤の液状化、津波の発生等が被害の発端となります。

これらは、一次被害として建物損壊、落下物、壁・擁壁の破壊、危険物施設の破壊、電力・ガス・水道施設破壊、公共施設破壊、道路・橋梁破壊等を引き起こし、人命にも大きな影響を及ぼします。

この一次被害はさらに第二次災害として地震火災、可燃性ガスまたは有毒ガスの拡散、地震水害を引き起こします。

このうち地震火災について説明しますと、地震時には火災が同時多発し、種々の要因が重なりあって大火となり、大きな人的物的被害をもたらすおそれがあります。

また、地震火災は出火件数・発災の時間・地理的条件等の差異により様相も種々であることに留意する必要があります。

～過去の災害例～

過去に起こった大地震と地震火災の関係をみると、

- 1 1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災では、火の使用が集中する昼食時であったこと、低気圧のため風が強かったことなどから、特に東京では総戸数の約70%強に相当する31万6千戸の家屋が焼失しました。
- 2 1964年（昭和39年）6月16日に発生した新潟潟地震では石油タンクから油が漏れ、そこに引火して周辺の住宅に延焼しました。
- 3 1968年（昭和43年）5月16日に発生した十勝沖地震では石油ストーブが火災原因の一つとなっています。
- 4 1978年（昭和53年）6月1日に発生した宮城県沖地震では、化学薬品が火災原因となっています。
- 5 1995年（平成7年）1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、冬期間であったこと、老朽化した木造家屋や商店

街が密集する地域で火のまわりが早かったこと、地震により停電し、再通電後に電気ストーブ等暖房器具や鑑賞魚用ヒーターの周囲の可燃物が加熱し着火・火事に結びついたという例も火災原因の一つとして上げられています。

この火災では、65万㎡が焼失しています。

～火気等の始末が大切～

人は食事をするときには主として火や電気コンロを使います。寒いときにはストーブ等の暖房器具を使います。衣類にはアイロンをかけます。これら全て地震が起こったときには火災を発生させる原因になる可能性があります。地震が起こったときにはまず身の安全を確保することが大切ですが、火の始末、電源の遮断等を行うことも大切です。地震の揺れが小さく、行動できる程度の状況になったら直ちに火等の始末をしましょう。

次のようなことに心がけましょう

- 1 アイロンをかけながら台所でガステーブルを使用するなど、一人で同時に多くの火気を取り扱うことはせず、**すぐに火の始末のできる範囲で火気を使用**しましょう。
- 2 地震により停電した場合には、ブレーカーを切り、電気が復旧した際には、電気器具の**安全を十分に確認してからブレーカーを入れる**ようにしましょう。
- 3 家具などは金具で固定し、転倒防止をしておきましょう。石油ストーブは「耐震自動消火装置付き」のものを使用し、**消火装置が正常に作動するかを点検**しておきましょう。
- 4 日頃から**消火器や三角バケツ**などは**使いやすいところに備えて**おきましょう。
- 5 実際の災害時に冷静に行動がとれるよう地元で行われる**防災訓練に積極的に参加**しましょう。

消防の国際協力に対する理解の推進

(消防課)

毎年10月6日は「国際協力の日」、10月第2水曜日は「国際防災デー」です。我が国においても、これらの日を契機として、様々な形で国際協力の推進が図られています。

消防庁では、災害から生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、国際協力について次のような施策を実施しています。

- 開発途上諸国への消防技術協力：研修員受入れ（集団研修、個別研修）、専門家派遣、プロジェクト方式技術協力（中国・北京消防訓練センタープロジェクト）、無償資金協力、プロジェクト形成調査（消防事情調査）等
- 国際交流：トップマネージャーセミナー、海外の消防関係者との交流、国際会議・国際消防組織への参画等
- 国際緊急援助活動：国際消防救助隊
- 消防分野の国際的なルールづくりへの対応：消防用機械器具等に係る国際規格、危険物関係の国際基準、ハロン消火剤等の排出抑制による地球環境保護
- 消防科学技術の研究：国際共同研究、外国研究者の受入れ、国際研究会議への参画
今年度の予定として、集団研修については、
消防行政管理者研修（8名）：9月13日～11月14

日、救急救助技術研修(11名)：8月7日～10月13日、消火技術研修(10名)：7月31日～10月25日、火災予防技術研修(6名)：10月2日～12月1日のスケジュールにより実施することとしています。また、専門家派遣については、「中国・北京消防訓練センタープロジェクト」に係る技術協力のため北京市に長期専門家1名及び短期専門家5名、「市民保護・防災・災害対策」に係る技術協力のためマダガスカルに長期専門家1名を派遣する予定です。さらに、国際会議や国際消防組織についても、8月7日にマレーシアのクアラルンプールで開催されたアジア消防長協会（IFCAA）総会に消防庁審議官が出席するとともに、11月にはアメリカのオーランドで開催される国際標準化機構（ISO）のTC94／SC13（防護服）、12月にはスイスのジュネーブで開催される国連危険物輸送専門家委員会への出席を予定しています。

国際協力は人道主義、国際社会の相互依存関係、環境保全といった観点から実施されるものであり、消防における実施の必要性は高いといえます。消防庁では、10月の「国際協力の日」、「国際防災デー」に向け、更に普及・啓発を図り、消防における国際協力・交流を推進していくこととしています。

婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ

(防 災 課)

婦人防火クラブは、日頃から家庭の防火を担う女性の方々に、火災予防の知識を身に付けてもらうことを目的に、主に家庭の主婦等に呼びかけ、昭和37年から育成を続けてきた防火・防災組織です。平成12年4月1日現在、全国各地に約1万5千のクラブが結成され、約250万人のクラブ員が活躍しています。

婦人防火クラブの活動内容は、各クラブによってさまざまですが、平常時にはおおむね次のようなものがあげられます。

- ・春、秋の全国火災予防運動、防災週間、救急の日等のイベントに参加してキャンペーン活動を行う。
- ・婦人防火・防災教室の開催、家庭の住宅防火診断の実施等を通じて、防火・防災意識の啓発を図る。
- ・消防・防災施設等を見学し、防火・防災についての知識を習熟する。
- ・初期消火訓練や救急講習会に参加し、知識と技術を修得する。日頃の成果は、総合防災訓練のほか各種イベント会場等で披露する。

いざ、地震や大火災などの大規模災害が発生した時には、地域の自主防災組織の有力なメンバーとして、修得した知識や技術を大いに発揮し、初期消火、避難誘導、応急手当などの防火・防災活動に活躍するほか、炊き出し、情報の収集・連絡、被災者への救護などきめ細かな活動を行うことが期待されています。

先の未曾有の大被害をもたらした「阪神・淡路大震災」では、情報連絡網の寸断、道路等の

損壊等により、消防・防災機関の活動は著しく制限されました。

このような厳しい状況下で、住民の皆さんが協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、がれきの下敷きになった人命を救った事例などが数多く見られました。災害による被害を軽減するには、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と強い連帯意識の下に、自主的な防災活動を行うことが極めて大切です。

万一の大災害時には、地域住民がお互いに協力して活動できる体制を整えていくこと、つまり災害に強い安全なまちづくりを実施するために婦人防火クラブといった自主防災組織の存在が必要不可欠です。

今後、火災や災害のない安全なまちづくりのため、より多くの女性の方々に、防火・防災の重要性を認識していただき、このようなクラブ活動や各種防火・防災行事に積極的に参加していただきたいものです。

また、婦人防火クラブの活動を支えている家庭や地域の皆様には、引き続き暖かい御理解と御協力をお願い致します。



ガス機器による火災及びガス事故の防止

(予防課・危険物規制課)

都市ガスやプロパンガスは、私たちの生活になくてはならないものですが、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。

平成10年中にガスこんろに起因した火災は5,276件、ガストーブに起因した火災は67件発生しています。不完全燃焼により発生する一酸化炭素中毒の事故も恐ろしいものです。そこで、ガスを使うときは次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

<正しい取付け>

- 1 ガス機器にはそれぞれに適合するガスの種類があります。引っ越しや、新しい機器を購入した際には、地域に供給されているガスに機器が合っていないと思わぬ事故につながることもありますので、不明な点は必ずガス会社や販売店に相談して、正しいガス機器を取付けてください。
- 2 ガスこんろやガストーブを柱や壁の近くに取付けると、表面は熱に強い材料で覆っていても、長年に渡る使用で内部の木材が炭化して発火することがあります。柱や壁などから間隔を取り、防熱板を設置した場所に取付けてください。
- 3 ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は、器具との接続部分をホースバンド等で確実に締め付けるとともに、適正な長さで取付け、ひび割れ等の劣化がないか点検してください。

<正しい取扱い>

- 1 ガス機器に点火したときは、必ず火がついたかどうか確かめてください。
- 2 平成10年中のこんろが出火原因となってい

る建物火災のうち、天ぷら油等に起因しているものは3,962件（72.4%）発生しています。揚げ物等をする際には絶対にその場を離れず、また、どうしても離れる場合は短時間であってもこんろの火を必ず消してください。

- 3 煮炊き等をする際にも、いったんこんろに鍋をかけたなら目を離さないようにして、煮こぼれなどによる炎の立ち消えや過熱による空焚き等がないよう注意してください。
- 4 グリル付きガスこんろは外から炎が見えにくいため、使用していたことを忘れて、その場を離れたことにより火災が発生しています。グリル火災を防ぐためには、水入れ皿に水を入れる、グリル内を清掃する、また、こんろの周囲は、整理、整頓に努め、点火したままその場を離れない等の注意が必要です。

<十分な換気>

- 1 ガスが燃焼するためには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こして、有毒な一酸化炭素が発生するので大変危険です。換気扇をまわしたり、窓を開けるなど換気に心がけましょう。
- 2 ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒がはずれていたり、物がつまっていたりすると、排気が不十分となり不完全燃焼を起こすことがあります。排気筒が正しく取付けられているかどうか点検してください。

<グラツときた時の注意点>

- 1 ガス機器を使用中に地震が発生した場合には、あわてずに火を消し、ガスの元栓を閉め

てください。ガス機器に近付けないような、揺れの大きな地震の際には、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処するようにしてください。声を掛け合って、こんろ、湯沸器など使用中の機器名を具体的に指差し確認しながら火を消していくと効果的です。

2 プロパンガスボンベは必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう鎖などで固定してください。

<ガス漏れに気づいた時の注意点>

ガス漏れなどの異常に気づいた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開け空気の入換えをしてください。その際、決して換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

<安全装置付ガス機器の使用>

1 ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化などによって起きるガス事故を防ぐためには、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置やガス漏れ警報器を設置したり、ふきこぼれによる立ち消え防止や天ぷら油などの過熱防止の安全装置の付いた機器

を使用することが有効です。

2 暖房器具では、地震などで倒れたときに自動的に火を消す対震自動消火装置や不完全燃焼による一酸化炭素の発生を防ぐ不完全燃焼防止装置などの安全装置が組み込まれたものがあります。

ガスによる火災・事故を未然に防ぐために、これらの安全装置付きのガス機器を積極的に使用しましょう。

不明な点がありましたらガス会社、販売店あるいは最寄りの消防署に相談して、ガスを正しく使いましょう。

◆ **コンロは、壁から離して置きましょう。**



ガスコンロが近すぎると、まわりの壁が燃え出すことがあります。